

# 京都地方裁判所 オンライン見学ツアーへ

裁判所ナビゲーター  
「さいたん」

こんにちは！  
裁判所ナビゲーターの  
さいたんだよ。  
ぼくと一緒に裁判所の中を  
探検してみよう！



令和4年4月  
京都地方裁判所

# こちらは正面玄関です。

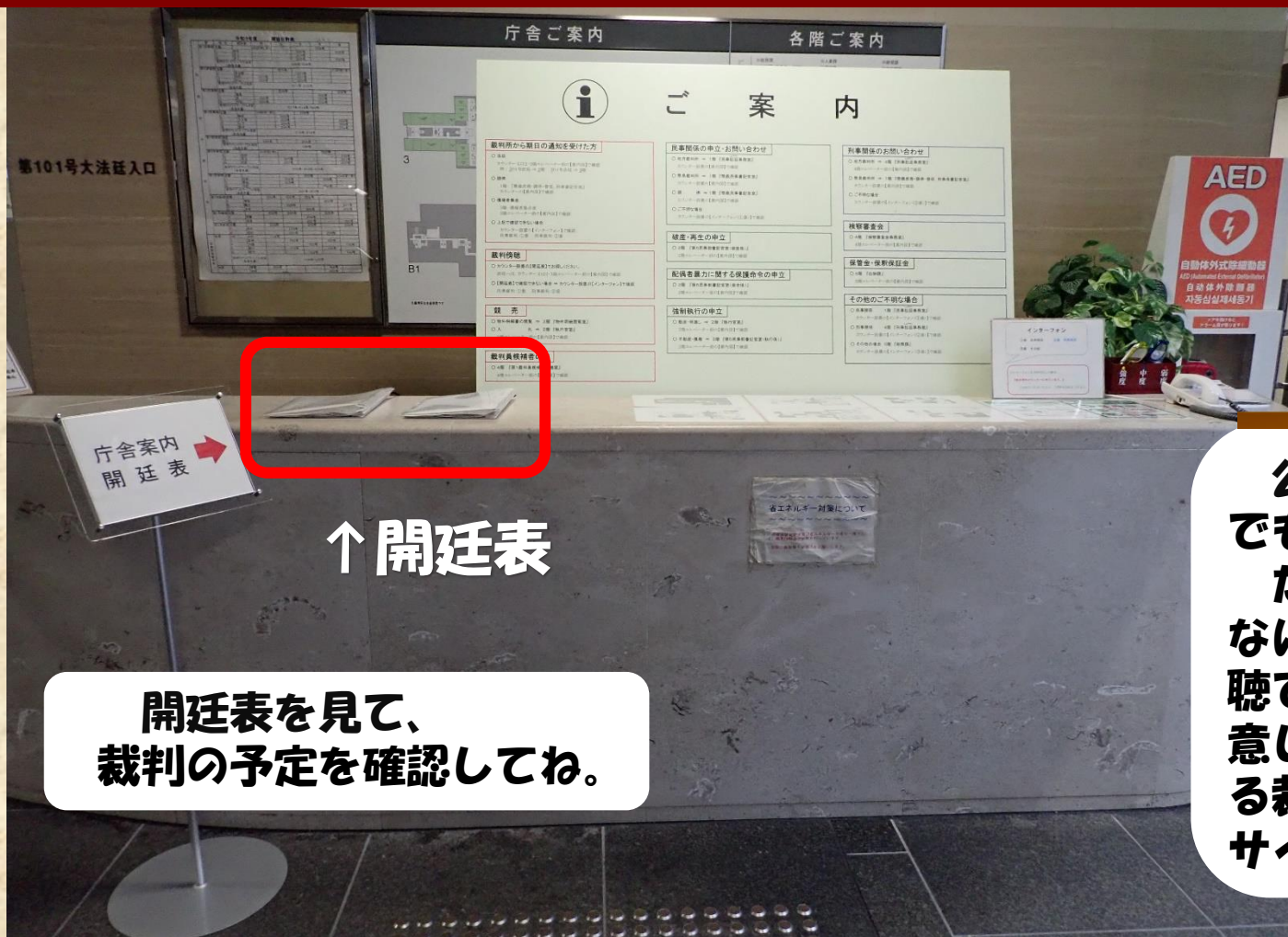


正面玄関に入ると、利用者の安全のために所持品検査が行われているよ。  
検査を受けて、早速中に入ってみよう！





# こちらは 総合案内カウンターです。



開廷表を見て、  
裁判の予定を確認してね。

↑開廷表

公開されている裁判は、誰でも傍聴することができるよ。  
ただし、裁判が行われていない日や、傍聴券がないと傍聴できない事件もあるから注意してね。傍聴券が発行される裁判は、京都地裁のウェブサイトでお知らせしているよ。



長 菜

# 開廷表について

開廷表には、事件名、当事者名、法廷の番号、審理の段階などが記載されてるよ。

法廷で行われる手続を始めから傍聴したい場合は、「新件」又は「第1回弁論」と表示がある事件を選ぼう！

## ＊開廷表のイメージ＊

第101号法廷(1階)開廷表

令和4年 ×月 ×日

開始時刻 終了時刻	事件番号 事件名	被告人	審理予定	担当部係	裁判官(長)	書記官
午前10時00分～ 午前10時50分	令和3年(わ)第123号 覚醒剤取締法違反	●●●●	新件	第1刑事部C係	△△△△	××××
⋮						
午後1時50分～ 午後2時40分	令和2年(わ)第1234号 窃盗	▲▲▲▲	新件	第1刑事部C係	△△△△	××××
午後2時40分～ 午後3時20分	令和3年(わ)第234号 傷害	■●●■	審理	第1刑事部C係	△△△△	××××





# こちらは法廷入口前です。

↓開廷ランプ

開廷中

第101号大法廷

↑開廷表

裁判が行われているときは、  
「開廷中」のランプが点灯しているよ。

開廷中

第101号大法廷  
傍聴人入口

↑小窓



法廷を傍聴される皆様に

- 1 服装を整えて入廷してください。  
はちまぎ、ゼッケン、たすき、腕章などは着用しないでください。
- 2 大きな物、危険な物、旗、ヘルメット、ピア、プラカードなどは持ち込まないでください。
- 3 撮影、録音は、裁判所が許可した場合以外は、禁止されています。
- 4 法廷では、静かに傍聴してください。  
拍手、発言など審理の妨げとなる行為は、禁止されています。
- 5 法廷内では、携帯電話などを使用しないでください。  
また、携帯電話などの着信音は、出さないようにしてください。
- 6 傍聴に際しては、裁判長と裁判所職員の指示に従ってください。

以上のことに違反したときは、退廷を命じられたり、処罰されたりすることがあります。

入口の扉の小窓から、席に空きがあるかどうかを確かめてね。  
注意事項を確認したら、ドアを開けて入ってみよう！



# 刑事事件について



刑事事件とは、①被告人が有罪か無罪か、②有罪の場合はどのような刑を科すべきかを判断するものです。

## ★登場人物

**被告人**：罪を犯したと疑われている人

**弁護人**：被告人が不当に処罰されたり、不当に重い罪に処されないように被告人の権利や正当な立場を守ります。

**検察官**：被告人を起訴した人（訴えた人）。証拠を提出して被告人が有罪であることを立証し、どの程度の刑にするのが適切かについて意見します。

**裁判官**：検察官、弁護人の言い分をよく確かめて、証拠を調べて、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑を科すべきかを決めます。



# 裁判員制度について

裁判員制度は、国民の皆さんから選ばれる裁判員が、裁判官とともに刑事裁判に参加する制度です。

6人の裁判員と3人の裁判官が刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑を科すべきかを決めます。



裁判員制度について、  
「さいニャン」と一緒に紹介するよ。

よろしくニャ！



「さいニャン」



こちらは  
京都地裁で1番大きな法廷です。

補充裁判員

裁判員

裁判員

裁判員

裁判官

裁判長

裁判官

裁判員

裁判員

裁判員

補充裁判員

書記官

検察官

被告人

弁護士

傍聴席

(※ 現在は新型コロナウイルス感染症対策のため、一部の席について着席を御遠慮いただいています。)

裁判員の皆さんの各席の間には  
アクリル板を設置しているニャ





# こちらは 裁判员候補者待機室です。



来庁された裁判员候補者  
の方を最初に御案内する部  
屋だよ。



ここでオリエンテーションや  
質問手続を行っているニャ

※ 別室でお聞きすることもあります。



# こちらは評議室です。



裁判官と裁判員が、判決の内容について話し合っ  
て決める部屋だよ。



裁判員の皆さんにリラックス  
して過ごしてもらえるように、  
暖色系の内装になってるニャ

(※現在はコロナ対策で、より広い部  
屋を利用しています。)



裁判員制度について、詳しくは「裁判員制度」のウェブサ  
イト (<https://www.saibanin.courts.go.jp>) もご覧ください。



# 民事事件について



民事事件とは、お金を貸したけど返してもらえないので返してほしいとか、誰かの行為によって損害を受けたので賠償してほしいとか、日常生活の中で起こるトラブルを解決するためのものです。

訴えた人を原告、訴えられた人を被告といいます。

裁判官は双方の言い分を確かめて、証拠を調べた上で、法律に照らして判決を言い渡すほか、双方が合意して和解することもあります。

# こちらは民事事件の法廷です。



裁判官

裁判長

裁判官

原告

被告

書記官

傍聴席

(※ 現在は新型コロナウイルス感染症対策のため、一部の席について着席を御遠慮いただいています。)

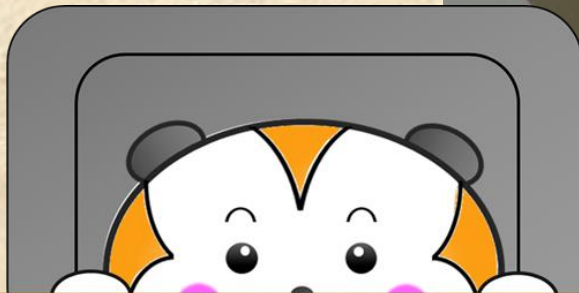


# こちらは ラウンドテーブル法廷です。

民事裁判では、裁判官と当事者が、丸いテーブルを囲んで裁判手続を行うことがあるよ。公開の法廷として使用するほか、当事者が話し合いによって解決を目指す和解など、非公開の手続にも使用しているよ。



顔を見合わせながら  
同じ目線で手続きを  
進めていくから、  
話しやすい雰囲気  
になっているんだね。



長 井

# ウェブ会議について



民事裁判では、インターネットのウェブ会議を利用して、争点及び証拠の整理を行うことができるよ。音声や映像だけでなく、文章やファイルを使ってより充実した審理を行うことができるよ。



# 京都地方裁判所庁舎

最後まで見ていただきありがとうございました！  
京都地方裁判所のウェブサイトには、これまでに開催したイベントの結果報告やこれから予定されているイベントの御案内を掲載していますので、是非御覧ください。

